

ご利用の皆さま

長野県社会福祉総合センター
指定管理者 ビジニナルグループ
代 表 者 小 林 は つ 江

「暖房期間延長試行実施」のお知らせ

日頃、弊センターをご利用いただき、ありがとうございます。

冷房期間延長試行時に実施したアンケートおよびサービス評価委員会でのご要望を受け、県から今回限定のご承認をいただき、暖房期間延長試行を実施いたします。

敬具

記

1. 暖房期間延長試行

(1) 試行方法

ご利用者にお伺いし、**ご希望がある場合、暖房運転を実施**いたします。なお、**暖房料金のご納付を条件**といたします。

※ 当日の**ご利用者全員のご同意をいただけなかった場合、暖房期間延長試行を実施しない**ことに、ご理解をお願い申し上げます。

※ 暖房期間延長試行決定以前に利用料金を納付されたご利用者で、暖房期間延長を希望される場合、ご利用当日に暖房料金のご納付をお願い申し上げます。

(2) お願い事項

暖房期間延長を希望されるご利用者は、前日までにご連絡をお願い申し上げます。(暖房準備に 1 時間以上必要なためです。)

(3) 試行の期間

1) 4 月 1 日(土) ~4 月 10 日(月)

2) 天候等により、試行終了日を数日間延ばす場合があります。

以上

長野県社会福祉総合センター
指定管理者 ビジニナルグループ
管理事務室長 小林 浩二
(担当) 管理責任者・次長 石島 誠人
(係員) 古林 幸枝
TEL 026-227-5201
FAX 026-227-8506